

基本計画

基本目標 1	これからの自治体経営	P.49
基本目標 2	人権・子育て・教育	P.63
基本目標 3	健康・福祉	P.79
基本目標 4	安全・都市基盤	P.93
基本目標 5	環境	P.111
基本目標 6	観光・産業・文化	P.123

基本計画

基本目標 1 これからの自治体経営 「市民の力」で支えあう「市民参加」のまちづくり

基本施策	①市民の力	P.50
	②市民参画	P.52
	③情報化	P.54
	④交流・連携・定住	P.56
	⑤行財政運営	P.58
	⑥危機管理	P.60

① 市民の力

～市民の力を生かし、持続可能な市民主体のまちづくりを推進します～

■現状と課題

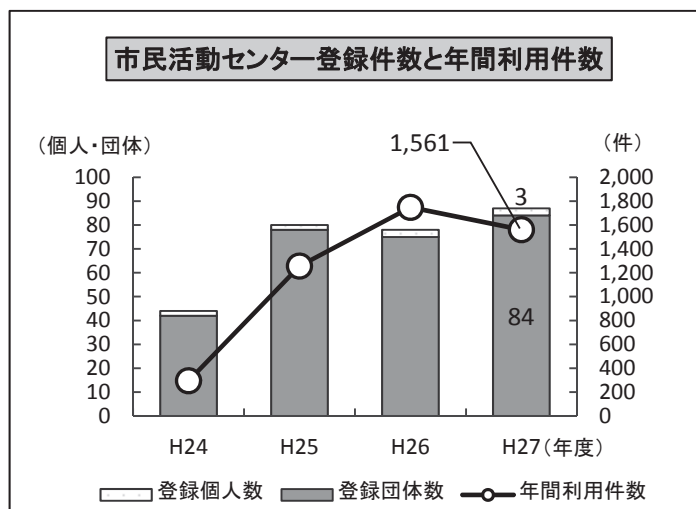
本市には集落ごとに自治会が組織され、行政との連絡調整や様々な住民活動の受け皿となっています。また、市内 11 地区には、地元自治会をはじめ、婦人会、老人クラブ、各種文化・スポーツ団体など、地域の多様な住民活動団体によって組織された地区コミュニティ協議会があり、福祉、文化、体育、環境、広報などの分野で、住民相互の交流や共同の活動を通じて、地域コミュニティの維持・形成が図られています。

本市では、人口減少と少子化・高齢化の一層の進行が予想されています。こうした中で、自治会やコミュニティ協議会等の自治組織を維持していくためには、これらの活動を通じて「市民の力」を高め、薄れつつある地域への愛着心や連帯感を醸成していく必要があります。また、市民一人ひとりが「わたしも一役」の思いで、地域の課題に対して主体的に取り組んでいくことが求められています。

現在、日積地区では、平成 21 年に作成した「地域の夢プラン」により、住民が主体となって地域の活性化に取り組んでいます。また、平郡東地区でも、平成 27 年に「地域の夢プラン」を作成し、県外から移住した「地域おこし協力隊員」と共に、島おこしに取り組んでいます。

市全体の暮らしの幸せと活性化は、こうした地域の主体的な取組が集合することによって実現されるものと考えます。また、地域の課題は、それぞれの地域の状況で異なり、多様化していることから、これらを解決するには、そこに暮らす住民自らが問題意識を持って「地域の夢プラン」の作成に取り組み、住民主体のまちづくりを推進していくことが重要だと考えます。

市民活動については、平成 24 年に市民活動の拠点として「やない市民活動センター」を整備しました。現在は、まちづくりに意欲的な団体も増えており、今後、地域の課題解決に向けた市民と行政との「協働」の場面において、活躍する機会が増えていくと考えられます。市民や地域活動団体が、持続可能な自治体経営と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展を支える重要な担い手となるように、これらの活動を支援していく必要があります。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
自治会加入率	平成 28 年：88.8%	平成 38 年：維持する	→
市民活動センター登録件数	平成 27 年度：87 件	平成 38 年度：100 件	↗
市民活動センター年間利用 件数	平成 27 年度：1,561 件	平成 38 年度：3,000 件	↗
地域の夢プラン作成地区数	平成 28 年：2 地区	平成 38 年：全地区	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 市民が地域課題に主体的に取り組めるように、コミュニティ活動の基盤を充実させます

- 市民が地域に対する愛着と住民相互の連帯意識を持てるように、コミュニティ意識の醸成を図ります。
- コミュニティづくりを推進する人材の確保・育成に努めます。
- 自治組織（自治会、各地区コミュニティ協議会等）を育成、支援します。
- 地域の夢、地域の課題や解決方策等を定める、地域の将来計画「地域の夢プラン」の作成と、その推進を支援します。

2 コミュニティ施設の整備・充実を図ります

- 自治会集会所等の整備に対する助成を継続します。
- コミュニティ活動が円滑にできるように各種施設の多様な利用を促進するとともに、設備の充実と施設整備を進めます。

3 市民活動団体を支援し、市民主体のまちづくりを進めます

- 市民の市民活動への理解を深めるとともに、気軽に活動に参加できるように、情報提供や意識啓発を図ります。
- 市民活動団体の相互の交流と連携が促進されるように、市民活動センターの活動を充実させます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆広報紙や回覧板等による地域の情報に関心を持ちましょう。
- ☆自治会活動やコミュニティ活動等に参加しましょう。

② 市民参画

～市民参画による行政との協働の仕組みを取り入れた自治体経営を進めます～

■現状と課題

市民の自主性と主体性のある活動を促進し、市民参画と協働による行政運営を実現するためには、行政が必要な情報を公開する中で、十分な説明責任を果たし、公正・透明で開かれた市政を推進し、市民と行政とのパートナーシップを築いていくことが重要です。

本市では、これまでも、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどによる情報発信を充実させるとともに、「市政への提言」やパブリックコメント制度、市民懇談会などを通じて、広く市民の声を聴き、市政への反映に努めてきました。しかし、これらは一定の成果はあがっているものの、各種審議会の公募委員への応募や公開で開催している会議の傍聴人数は少なく、パブリックコメントで寄せられる意見も十分ではありません。

それぞれの地域や個人によって異なる行政課題の解決に向けた取組には、「市民の力」を最大限に生かすことが求められており、市民参画による協働の仕組みを行政運営に積極的に取り入れていく必要があります。そのためには、市民にできる限り分かりやすく行政情報を提供し、その共有を進めるとともに、積極的な情報公開や説明責任を果たすことにより、市政の公正性と透明性をさらに高めていく必要があります。また、審議会や市民との意見交換会の開催など様々な広聴手法により、市民参画の機会を増やす必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
まちづくりに参加したい、協力したいと考える市民の割合 (平成 37 年市民意識調査)	平成 27 年 : 85.2%	平成 38 年 : 90.0%以上	↗
市民と市長との懇談会の参加市民数	平成 27 年度 : 418 人	平成 38 年度 : 1,000 人	↗
パブリックコメント 1 計画当たりの意見提出者人数	平成 27 年 : 1.1 人	平成 38 年 : 3 人	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 積極的に情報を発信し、市民との情報共有を推進します

- 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどの各種広報媒体を活用した分かりやすく正確な行政情報の提供に努めます。
- 出前講座等の開催により、市民ニーズに応じた行政情報の提供に努めます。
- 情報公開制度等により、公正で開かれた市政を推進します。

2 市民の声を市の政策形成過程に反映できる環境づくりに努めます

- 「市政への提言」やパブリックコメント制度、SNSの活用など、広聴活動の充実を図ります。
- 意識調査などの実施により、市民ニーズ等の把握に努めます。
- 各種審議会等への市民参加を促進します。

3 市民との対話によって、市政運営に対する市民の理解を高めます

- 市民と市長との懇談会や学習会の開催等により、市民と共にまちづくりについて学びあい話しあう機会の提供に努めます。

4 市民参画・協働に関する条例の制定を進めます

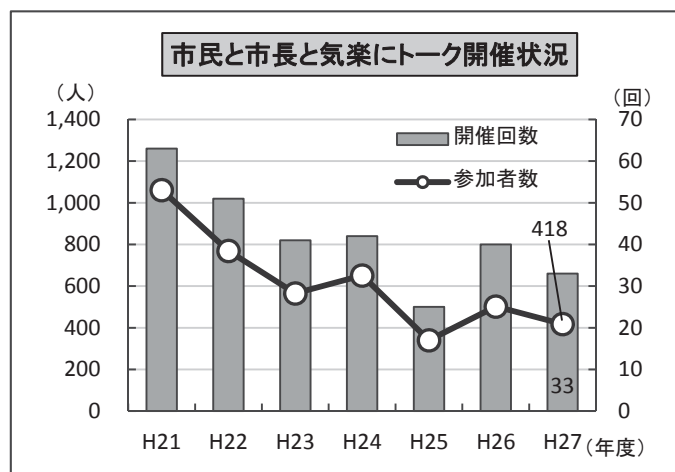
- 市民一人ひとりが主役のまちづくりをめざし、市民参画と協働の行政運営を進める仕組みづくりを行います。

☆市民の力を発揮しましょう

☆市の会議を傍聴してみましよう。

☆市政について、疑問に思っていること等の意見を、行政に届けましよう。

☆市の行事や学習会に参加してみましよう。



③ 情報化

～情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図り、電子自治体システムを構築します～

■現状と課題

国民のインターネット普及率はすでに 82%を超え、私たちの生活に欠くことのできない情報通信基盤となっています。世代別インターネット利用率は、13 歳から 59 歳までは各階層で約 9 割を超え、60 歳以上の高齢者全体の利用率は下落しているものの、60 歳代と 70 歳代では増加しています。また、スマートフォンや交流サイト（ＳＮＳ）は日常生活の一部になり、民間事業者等によるインターネットサービスも拡大の一途をたどっています。さらに、最近では、モノがインターネットにつながるＩｏＴや人工知能（ＡＩ）への関心も高まっています。

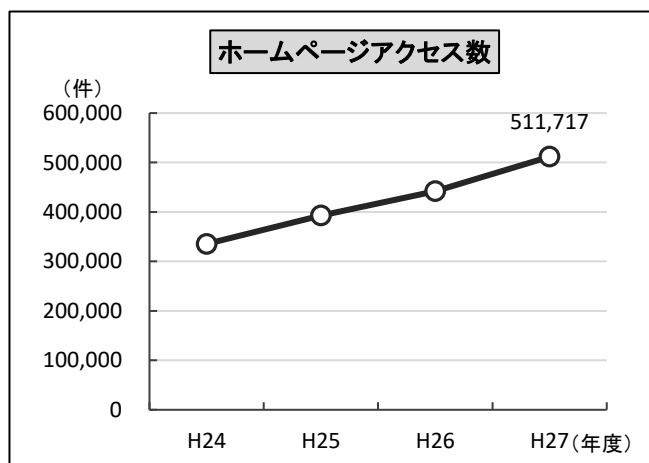
本市においても、国・地方公共団体間で情報共有を行う総合行政ネットワークへの参画、庁舎間・公共施設・小中学校を結んだネットワークの構築、広域行政情報システムや学校間交流システムの整備、庁内グループウェアの導入など、行政の情報化を推進してきました。

しかし、市民のより高度で多様なニーズに対応した情報通信サービスを提供していくためには、ＩＣＴのさらなる活用が求められています。

また、情報通信の地域間格差の解消を図るとともに、医療、福祉、教育、防災など、市民生活に関わる幅広い分野で、ＩＣＴを高度に活用し、情報通信サービスの充実を図っていく必要があります。その一方で、不正アクセスやサイバー被害等が深刻化していることから、個人情報の漏えいや外部からのコンピュータウィルスの侵入などを防ぐ技術面・運用面でのセキュリティ対策の強化が求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
ホームページアクセス数	平成 27 年度:511,717 件	平成 38 年度:1,000,000 件	↗
マイナンバーカード交付率	令和 3 年度:42.2 %	令和 8 年度:90.0 %	↗



■ 施策展開の方針と主な取組

1 情報通信基盤を整備します

- 近隣自治体との共同クラウドを用いた業務システムを構築し、安全で安価なシステム運用を図ります。
- 地域イントラネット事業により、市役所と公共施設を高速通信網で結ぶ情報ネットワークの整備を推進し、災害情報の提供や学校間交流事業の充実を図ります。
- 民間事業者によるブロードバンド接続サービスの拡充を促進し、未実施地域におけるインターネット利用環境の向上を図ります。
- 国が主導する自治体情報システムの標準化・共通化の取組を推進します。

2 ケーブルテレビ事業を推進します

- 地域イントラネットを利用した第三セクターによるケーブルテレビ事業とブロードバンド接続サービスの普及を促進します。

3 電子自治体を推進するとともに、情報セキュリティを強化します

- 電子申告、電子申請、住民票の写し等のコンビニ交付など、情報化技術を活用した電子自治体システムの充実を図ります。
- マイナンバーカードの普及と利用促進を図ります。
- 文書や地理情報など行政情報の電子化、データベース化を推進し、情報システムの積極的な活用を図ります。
- 行政サービスにおける、I o T等の活用を研究します。
- 個人情報保護・情報セキュリティ対策を強化し、安全性と信頼性の確保に努めます。

4 I C Tをさらに活用し、市民との情報共有を強化します

- スマートフォンやタブレットなどを利用したアプリケーションの導入を検討します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆市のtwitterのリツイートやFacebookのシェアで情報を拡散しましょう。

☆市のホームページを定期的にチェックしましょう。

④ 交流・連携・定住

～都市間交流や広域連携を進め、地域活力の維持向上につなげます～

■現状と課題

高速交通体系の整備や交通手段・通信手段の発達に伴い、生活行動や経済活動は行政区域を越えて広がりを見せ、広域的な結びつきを強めています。また、社会経済活動の広域化により、地域振興や医療をはじめ単独の自治体だけでは解決することができない課題が増えています。

本市では、これまで水資源の確保やごみ・し尿処理、消防などの共同事務処理を推進するとともに、観光などの分野における圏域の一体的な振興に向けての取組を継続し、広域的な課題への対応や交流人口の拡大を図ってきました。

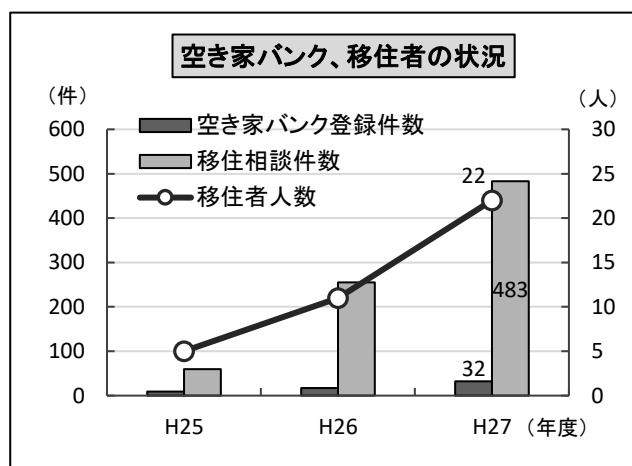
人口減少とともに、少子化・高齢化の一層の進行が予想される中、地域の活力と行政サービスを維持・継続していくためには、交流人口の拡大と、近隣自治体等との適切な役割分担に基づいた効率的な行政運営が求められています。また、様々な交流と連携は、新たな可能性を拓き、地域の個性と魅力を高めます。

このため、今後はさらに、広島広域都市圏等との都市間交流や隣接する自治体同士等との連携を進め、それぞれが持っている地域資源や施設の相互利用、効率的な都市機能の分担等を図るとともに、多様な地域や団体等との交流を促進し、地域活性化に努めていく必要があります。

国は、平成 26 年 12 月に地方の若者雇用を創出し、人材の地方回帰を後押しする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。また、田舎暮らしを志向する都市からの「田園回帰」の動きも少しずつ広がっています。

本市においても、平成 27 年 10 月に「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住・定住に向けた取組を強化しています。その結果、移住相談の件数は、数年前までは年間わずか数件であったものが、平成 26 年度には 255 件、平成 27 年度には 483 件と急増しています。

本市は、温暖な気候風土と豊かな自然に恵まれ、自然災害も少なく都市機能も充実していることから、東洋経済新報社の「住み良さランキング」では、全国の約 800 の都市自治体の中で常に上位に位置される住み良さを有しています(2016年版総合ランキング 59 位、中四国ブロックランキング 2 位)。今後は、こうした本市の魅力を県内外に広く情報発信することなどにより、幅広い世代を対象とした UJI ターンを促進し、定住人口の確保に努めていく必要があります。また、少子化が進む中、若い世代の交流を促し、地域への定着を図っていく必要があります。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
広域で取り組む共同事業	平成 28 年度：30 事業	平成 38 年度：40 事業	↗
移住相談件数	平成 27 年度：483 件	平成 38 年度：500 件	↗
空き家バンク登録件数	平成 27 年度：32 件	平成 38 年度：50 件	↗
空き家バンク制度による移住者数 (平成 25 年度からの累計)	平成 27 年度：38 人	平成 38 年度：200 人	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 近隣地域との交流・連携を推進します

- 柳井地区広域圏内（柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町）の市町で連絡調整を図り、広域的な機能分担と相互補完に基づく地域連携を推進します。
- 医療、福祉、保育、雇用、観光、消費者、移住定住など、様々な行政分野における連携に取り組みます。

2 広域的な交流・連携を推進します

- 広島広域都市圏、松山都市圏などの自治体と広域的な連携を強化し、広域的な課題への対応や交流人口の増加を図ります。
- 多様な地域、団体等との交流・連携を促進し、地域の活性化と交流人口の拡大を図ります。

3 U J I ターンと若い世代の交流を促進し、定住人口を確保します

- 「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく移住定住の促進に向けた取組を行います。
- 企業、N P O、同窓会等の民間組織と連携し、本市の魅力を広く発信することにより、幅広い世代を対象としたU J I ターンを促進します。
- 空き家バンク制度の充実を図り、移住者の住まいの確保に努めます。
- 地域おこし協力隊制度や集落支援員制度を活用し、地域の活性化とコミュニティ活動の担い手確保を図ります。
- 婚活パーティーの開催等により、若い世代の交流と定住を促進します。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆移住者と一緒にあって地域の魅力を再発見し、地域づくりを進めていきましょう。
- ☆近隣の空き家の所有者等に、空き家バンクへの登録を呼びかけましょう。

⑤ 行財政運営

～質の高い行政運営と健全な財政運営により、最適な公共サービスを提供します～

■現状と課題

本市は、平成 17 年 2 月の 1 市 1 町による合併以降、行財政改革の取組により経費の削減、組織・機構の見直し、定員管理の適正化など、行財政運営基盤の強化に努めてきました。

本格的な人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行など、時代の変化に適応しつつ、公共サービスに対する市民満足度の向上を図り、持続可能な行財政運営を実現するためには、限られた経営資源（人材・資産・財産・情報）を効果的に活用し、質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していく必要があります。また、地方分権が進み、市の役割と責任が高まる中、政策形成能力の向上や行政推進体制の強化に努めていく必要があります。

一方、道路や橋りょう、上下水道等の社会基盤施設は、今まで以上に防災への対応が求められますが、それらのほとんどは高度経済成長期に整備されており、老朽化により必要となる更新や大規模改修などの費用は、今後大きく増加すると見込まれます。このことは、柔軟な財政運営を難しくする要因にもなり、一層の効果的かつ効率的な財政運営と財源の確保が求められます。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
職員数	平成 27 年度：323 人	平成 38 年度：318 人	↘
実質公債費比率	平成 27 年度：9.7%	平成 38 年度： 概ね現状を維持する	→
将来負担比率	平成 27 年度：62.9%	平成 38 年度： 概ね現状を維持する	→

■ 施策展開の方針と主な取組

1 行政マネジメントシステムの機能を強化し、持続可能な行財政運営の実現に取り組みます

- 職員の資質や能力向上のための多様な研修を計画的に実施するとともに、人事評価制度を活用し、意欲と能力を持った人材の育成に努めます。
- 「柳井市定員管理計画」に基づき、再任用職員等も含めた適正な定員管理に努めます。
- 「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化を進め、将来の財政負担の軽減・平準化を図ります。
- 民間のノウハウや資金の導入など、時代に対応した公共施設等の整備・運営に努めます。
- 行政改革推進委員会の意見を踏まえながら継続的な行財政改革に取り組むとともに、市民参加をさらに発展させ、市民の意向を的確に反映できる仕組みの構築をめざします。
- 有料広告、ふるさと納税の一層の推進や未利用財産の有効活用、売却等による自主財源の確保に努めます。
- 財政調整基金など各種基金残高の維持に努め、財政の健全化を図ります。
- 行財政改革の取組に当たっては、施策の成果を検証し改善が図られるようにPDCAサイクルを確立します。また、その取組結果を公表して、行政の透明性の向上に努めます。

☆ 市民の力を発揮しましょう

- ☆ 広報紙やホームページにおいて公表されている給与や定員管理、人事行政の運営及び財政状況等に関心を持ってみましょう。
- ☆ 市外に住む親戚や友人にふるさと納税を呼びかけましょう。

⑥ 危機管理

～あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できる体制の充実・強化を図ります～

■現状と課題

わが国は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震といった大規模な地震や津波、大型台風など、想定外とも言える自然の猛威に翻弄されてきました。また、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震（マグニチュード8～9クラス）の発生確率は、今後30年以内で70%程度とも言われています。

さらに、これらの自然災害のみならず、インターネット犯罪や食品の安全性を巡る事件、新型インフルエンザや伝染性疾患によるパンデミック、大規模テロや原発事故等の不測の事態の発生、緊迫した国際情勢に起因する脅威の増大等にも、平常時から危機意識を持って備えておく必要があります。このほか岩国基地への空母艦載機移駐等に対する市民の不安も広がっています。

こうした多様化する危機や脅威等に対しては、日頃から市民に啓発を行い、危機事態発生時には、迅速に周知し避難を促すことなどにより市民の安全を確保しなければなりません。

市民が安心して暮らすためには、あらゆる危機事象における組織的かつ的確な対応が可能となる総合的な危機管理体制の確立と、危機の規模に応じた円滑な救援・復旧活動のための国、県及び関係機関との緊密な連携が求められています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
業務継続計画（BCP）の策定	平成27年度：未策定	平成38年度： 速やかに策定する	↗
国土強靱化地域計画の策定	平成27年度：未策定	平成38年度： 速やかに策定する	↗
災害時における応援協定等の 協定締結数	平成27年度：27件	平成38年度： 増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 危機管理に関する指針を定め、対応の迅速・的確化を図ります

- 国土強靱化地域計画の策定により、現状における脆弱性を分析し、対応策を考え、強く、しなやかな地域づくりをめざします。
- 業務継続計画（BCP）の策定により、大規模災害発生時や新型インフルエンザ等感染症拡大時における危機管理体制の確立を図ります。

- 民間事業所等での事業継続計画（ＢＣＰ）や津波避難計画の策定を促進し、非常事態における事業の継続と市民生活の安定を図ります。
- テロなどによる武力攻撃等の事態では、「柳井市国民保護計画」に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に努めます。

2 危機の発生を極力防ぐとともに、発生した場合に被害や影響を最小限に抑えられるように、危機管理体制を整えます

- 国民保護情報や緊急地震速報など即座に市民等に伝える必要のある情報は、Ｊアラート（ジェイアラート：全国瞬時警報システム）や防災行政無線、防災メール等により、迅速な伝達を図ります。
- 災害や緊急事態等の発生時において、市民が必要とする情報を多様なメディアを通じて迅速かつ正確に伝えるため、Ｌアラート（エルアラート：災害情報共有システム）を導入します。
- 大規模災害発生時における応援体制を確保するため、事業者や関係機関、近隣自治体等との連携・相互協力に関する仕組みを構築します。
- 突発的な危機事態等に的確に対応するため、講座の開催や訓練の実施等を通じて、市民や事業者等と行政が危機管理に関する課題や知識を共有するよう努めます。
- 地震、津波等の大規模災害に備え、災害現場に急行して負傷者の初期医療を担うＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）や、災害拠点病院となる周東総合病院をはじめとする関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 原子力災害に対しては、放射線量の常時モニタリング体制の継続と必要な情報収集に努めます。また、災害発生時においては、国、県及び関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な対応を図ります。
- 感染症のまん延に対しては、「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、県及び関係機関等と連携を密にして、的確な対策の実施により拡大防止と早期回復を図ります。
- 航空機騒音をはじめとする岩国基地に起因する諸問題については、「山口県基地関係県市町連絡協議会」との連携を強化し、その解決に向けて取り組みます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆災害時・緊急時の家族、友人、親戚との連絡方法を決めておきましょう。
- ☆事業所等は、突発的な緊急事態に備えて事業継続計画（ＢＣＰ）を作成しましょう。
- ☆津波災害警戒区域にある事業所等は、津波避難計画を作成しましょう。

